



# 宮 崎 県 公 報

令和4年10月24日(月曜日) 第351号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同

意…………… (水産政策課) 1

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課) 1
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 1

## 告 示

### 宮崎県告示第 701号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和4年10月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	令和4年9月26日
発起人の住所及び氏名	串間市 永友 幹男 串間市 横山 春海
加入区 の 名 称	串間市加入区
区 域	串間市漁業協同組合の地区
区 分	総トン数10トン未満の漁船を使用して主に機船船びき網漁業以外の漁業を行うもの及び小型定置漁業

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、日南市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年10月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
タイヨー日南店  
日南市大字星倉字貝守4426番2 外19筆
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和4年5月26日

### 3 意見の概要

意見なし

### 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

#### (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

#### (2) 期間

令和4年10月24日から令和4年11月24日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年10月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
都城市
- 2 都市計画の種類及びその名称  
都城広域都市計画下水道  
都城公共下水道
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県都城土木事務所